

JForest

# 香川東部森林組合



和爾賀波神社のモミの木 香川の保存木(木田郡三木町)

発行／香川県さぬき市寒川町石田東甲1708番地2

TEL 0879(43) 0588

FAX 0879(43) 0558

## 暑中お見舞申し上げます



香川東部森林組合  
代表理事組合長  
眞部 康寛

大変厳しい暑さが続いています。組合員の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げますとともに、日頃は組合運営に絶大なるご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、役員改選におきまして有馬督治組合長が退任されました。その後任に私が就任することになり大変光栄に存じますが、今後も益々厳しい組合運営が続くと思われる中での就任に、責務の重大さに身の引き締まる思いで一杯です。まだまだ、微力ではございますが組合のために誠心誠意全力で尽くして参りますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いたします。

さて、令和元年度の通常総代会を去る5月30日(木)午後1時30分からさぬき市寒川農村環境改善センターで開催し、事業報告並びに事業計画など10議案を上程し慎重な審議の結果、上程致しました議案はすべてご承認頂きましたことをご報告申し上げます。

平成30年度の事業につきましては、事業計画に基づき役職員・整備員が一丸となり経費の節減と作業の効率化に一層努め事業を実施して参りました。森林整備の植栽、下刈、間伐、作業道開設、治山事業、利用事業の公園管理事業、松くい虫の防除事業、四電工の伐採、一般保全事業等により平成30年度総収益は、464,412千円となり前年度対比98%と約10,700千円の減収となりましたが、税引前当期純利益は、計画を上回る10,969千円の実績を上げることが出来ました。また、今年度も出資配当1%を実施することをご報告申し上げます。

森林林業を取り巻く状況は、相変わらず厳しい状況が続いており長期にわたる木材価格の低迷、それに伴う森林所有者の意欲の低下、高齢化、過疎化、放置森林の増加、竹林の繁茂等、里山の循環悪化による鳥獣被害の拡大等、悪循環の中ですが環境を守るため森林の維持管理に努めております。4月からは、適切な森林管理が行われていない森林を意欲と能力のある林業経営者に委ねる仕組みとして新たな森林管理システムが施行され必要な財源として森林環境譲与税が市町村に交付されました。人材育成、作業道開設、木材利用促進普及啓発等の公益的機能の発展に利用される予定です。国民全員で森林と環境を守るという仕組みが出来上がりつつある現在、森林林業に携わる者として自治体と連携し行っていく事が森林組合の大きな役割であると思います。組合員の森林を適切に把握し各事業を行い森林の維持活動に取り組んでいきます。

本年度事業においても厳しい状況が予想されますが、目標・計画達成に向けて取組んで参ります。最後になりましたが、皆様方のご健勝とご多幸をお祈り申し上げご挨拶と致します。



平成30年7月に導入した3tクレーン付トラック

# 令和元年度通常総代会開催

開催日時 令和元年5月30日(木)PM1:30～

場所 さぬき市寒川農村環境改善センター

総代定数200名、総代現在数200名(出席総代数132名、委任状4名、書面議決書26名、合計162名、出席率81.0%)

議長 三木地区総代 村井 覺氏

## 総代会提出議案

### 第1号議案

平成30年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案承認について

### 第2号議案

令和元年度事業計画設定について

### 第3号議案

令和元年度事業資金借入最高限度額の決定について

### 第4号議案

一組合員に対する貸付金の最高限度額及び貸付金利率の決定について

### 第5号議案

債務保証の最高限度額の決定について

### 第6号議案

余裕金の預入先金融機関の決定について

### 第7号議案

造林補助金取扱手数料及び受託手数料の決定について

### 第8号議案

役員報酬額承認について

### 第9号議案

役員退任慰労金支給について

### 第10号議案

役員の選任について

※令和元年度通常総代会提出議案は原案のとおり承認されました。

## 総代会の様子



# 平成30年度決算状況

## 平成30年度 財産状況

(単位:円)

(単位:円)

資産の部		
1	流動資産	455,696,655
2	有形固定資産	58,741,340
3	無形固定資産	74,984
4	外部出資金	25,535,000
5	その他資産	715,870
6	繰延資産	0
	資産合計	540,763,849

負債の部		
1	流動負債	105,187,032
2	固定負債	20,381,353
	負債合計	125,568,385
純資産の部		
1	出資金	183,081,000
2	剰余金	232,114,464
	純資産合計	415,195,464
	負債及び純資産合計	540,763,849

## 平成30年度 事業の収支

(単位:円)

事業区分	収入金額	支出金額	損益	
1 指導部門	8,782,400	2,871,190	5,911,210	
2 販売部門	14,307,339	11,023,384	3,283,955	
3 森林整備部門				
	① 森林整備	136,041,470	110,553,881	25,487,589
	② 利用	196,314,993	116,992,218	79,322,775
	③ 福利厚生	0	0	0
	④ 購買	29,772,783	27,822,009	1,950,774
⑤ 金融	0	0	0	
合計	385,218,985	269,262,682	115,956,303	

## 平成30年度 損益計算書

(単位:円)

科目	小計	合計
1 事業総収益	385,218,985	
	269,262,682	
		115,956,303
2 事業管理費	99,605,675	
		16,350,628
3 事業外損益	1,167,074	
		17,517,702
4 特別損益	-6,548,926	
		10,968,776
5 法人税及び住民税	-3,500,000	
6 当期剰余金		7,468,776



# 平成30年度 剰余金処分

(単位:円)

摘 要	積 算 内 訳	内 訳	小 計	合 計
I 当期未処分剰余金				
1 前期繰越金			2,522,729	
2 当期剰余金			7,468,776	
II 任意積立金取崩額			0	0
計				9,991,505
III 剰余金処分額				
1 法定準備金	当期剰余金の1/5以上		1,600,000	
2 出資配当金	出資額の1%		1,830,810	
3 任意積立金			5,000,000	
(1)損失補填積立金		1,000,000		
(2)労働災害補償積立金		2,000,000		
(3)施設整備等積立金		2,000,000		
計				8,430,810
IV 次期繰越剰余金				1,560,695



- (注)・次期繰越剰余金の内380,000円は教育情報資金である。  
 ・平成30年度の出資配当金は組合で預り、令和2年度に合わせてお支払いします。  
 ・労働災害補償積立金の最終目標額は50,000,000円とします。  
 ・施設整備等積立金の最終目標額は5,000,000円とします。

## 改選により新役員が決まりました

### 《新役員の名簿》(敬称略)

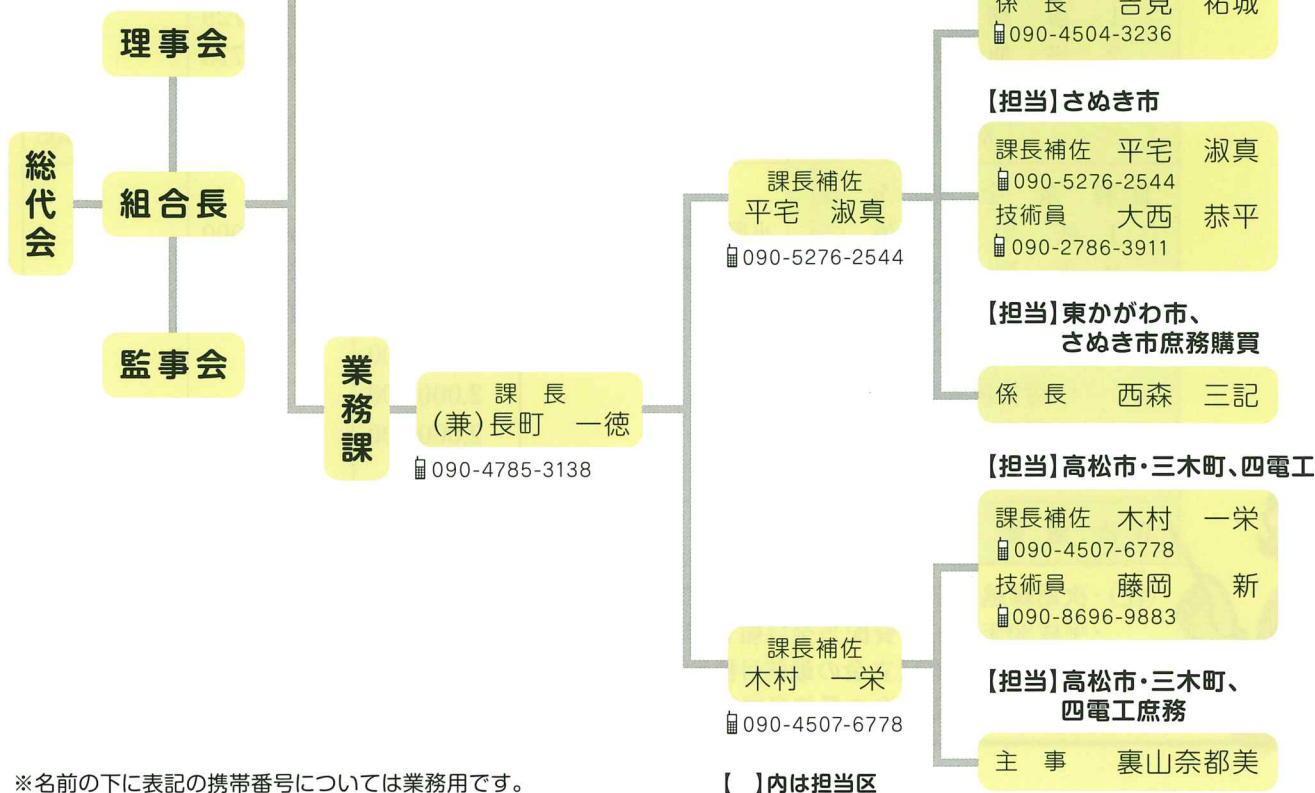
氏 名	役 職	地 区 名	氏 名	役 職	地 区 名
眞部 康寛	代表理事組合長	長尾地区	坂東 正明	理 事	大内地区
廣瀬 辰夫	副組合長	寒川地区	細川 康博	理 事	引田地区
木村 薫	理 事	白鳥地区	佐藤 邦明	理 事	大川地区
青木 雅秀	理 事	志度地区	竹本 繁弘	理 事	白鳥地区
佐々木 博	理 事	山田地区	行梅 義照	理 事	大川地区
多田 巧	理 事	三木地区	青木 道藤	理 事	白鳥地区
坂東 照司	理 事	引田地区	頼富 勉	代表監事	大川地区
松原 壮典	理 事	長尾地区	岩田 直幸	監 事	引田地区
中山 義通	理 事	山田地区	筒井 力彦	監 事	三木地区

### 《退任役員》(敬称略)

氏 名	役 職	地 区 名	氏 名	役 職	地 区 名
有馬 督治	代表理事組合長	大川地区	古川 武	理 事	引田地区
田中 政晴	理 事	大川地区	三好 誠太	監 事	白鳥地区
長町 益年	理 事	白鳥地区			

# 人事異動

令和元年7月1日付で職員の人事異動がありましたので、お知らせします。



※名前の下に表記の携帯番号については業務用です。

【 】内は担当区

## 組合員の方に次のようなことがありましたらお知らせください。

- ・山林を売却し、所有山林面積が0.1ha未満になったとき。  
(組合員の資格が無くなりますので脱退の手続きをお願いします。)
- ・**組合員が亡くなられた時は、相続人の代表者に名義変更の手続きをお願いします。**  
(死亡と同時に組合員の資格が無くなり、出資金、配当金の支払ができなくなる場合があります。)
- ・組合員の住所が変わった時は、必ず組合に連絡をお願いします。

## 平成30年度も出資配当を行っています。

- ・配当金のお支払について  
平成30年度の出資配当金は全地区の組合員の配当金を組合で一時お預かりし令和2年度に一括してお支払します。  
※配当金の支払明細書は、広報誌と一緒に送りいたしますのでご確認ください。

※何かご質問等がありましたら組合までご連絡ください。



# チェーンソーを使用して伐木等作業を行う組合員の皆様へ

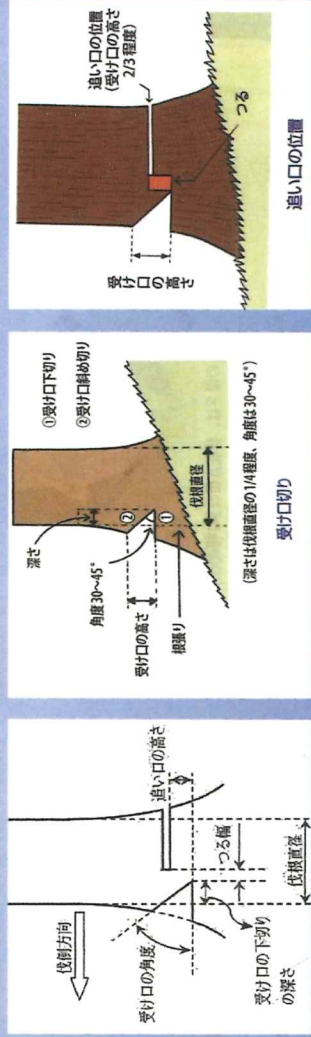
平成31年2月12日に、伐木等作業に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令が公布されました。

## 安衛則は2019年8月施行／特別教育は2020年8月適用

労働安全衛生規則第36条第8号又は8号の2に掲げる特別教育修了者の方は、2020年7月までに、伐木等の業務特別教育の補講（本紙4ページに掲載）を受けないと、**同年8月よりチェーンソーを用いた伐木等作業に就くことができなくなります**のでご注意ください。

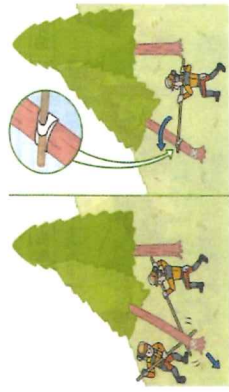
### [労働安全衛生規則改正のポイント]

- チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育の統合と充実**  
チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育の第8号と8号の2を統合するとともに、安全衛生特別教育規程の見直しを行い、「伐木等作業に関する知識」の科目（学科教育）及び「伐木等の方法」の科目（実技教育）の範囲に、新たに「造材の方法」及び「下肢の切削防止用保護衣等の着用」を追加充実する。（労働安全衛生規則第36条第8号、安全衛生特別教育規程第10条）
- 受け口を作るべき立木は、胸高直径20cm以上へ拡大**  
伐木作業において受け口を作るべき立木の対象を、胸高直径が「40cm以上」のものから「20cm以上」のものへ拡大するとともに、伐根直径の4分の1以上の深さの受け口に加えて適当な深さの追い口を作ることにすること。この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には適当な幅の切り残しを確保することにすること。（労働安全衛生規則第477条第3項）  
(注)「切り残し」とは、「つる」のことをいう。

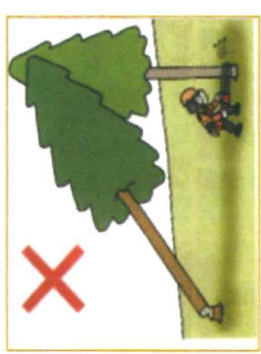


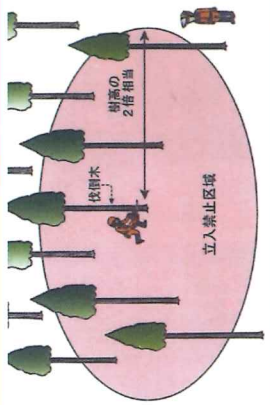
- (3) 車両系木材伐出機械による作業、林業架線作業及び簡易林業架線作業の作業計画に示す事項に、労働災害が発生した場合の応急措置及び傷病者の搬送方法を追加。（労働安全衛生規則第151条の8第3項、第151条の125第3項、第151条の153第3項）

- (4) 事業者に対して、伐木作業におけるかかり木の速やかな処理を義務付けることにすること。ただし、速やかに処理することが困難なときは、速やかに当該かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずる箇所において、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者の立ち入りを禁止し、かつ、その旨を細強・標識の設置等により明示した後、遅滞なく処理すれば足りること。（労働安全衛生規則第478条第1項）

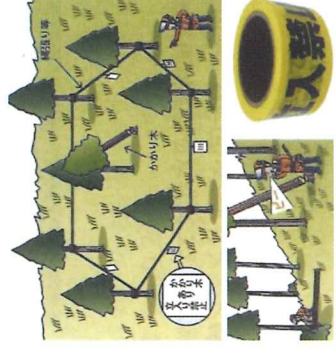


- (5) 事業者は、かかり木の処理において、労働者に、かかり木にかかり木に激突させ、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒（浴びせ倒し）させてはならず、また、労働者はこれを行ってはならないこととすること。（労働安全衛生規則第478条第2項）





**(6) 立入禁止区域は立木の高さの2倍相当**  
 事業者は、伐木作業においては、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこととする。  
 (労働安全衛生規則第481条第2項)



**(7) かかり木処理者以外、立入禁止**  
 事業者は、かかり木の処理においては、かかり木が激突する危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこととする。  
 (労働安全衛生規則第481条第3項)



**(8) チェンソー保護衣着用義務付け**  
 事業者は、チェンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務づけること。  
 (労働安全衛生規則第485条第1項)

**(9) 修羅(しゅら)による集材又は運材の作業において、労働者を木材の滑路に立ち入らせない等の措置について、事業者に対する義務付けを廃止すること。**  
**[削除] 該当する労働安全衛生規則第482条削除**  
**(10) 木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止すること。**  
**[削除] 該当する第486条～第497条までを削除**

**省令、特別教育規程告示の施行期日等について**

- (1) 省令(労働安全衛生規則の一部改正)の施行日は2019年8月1日  
 (注) 労働安全衛生規則第36条の改正を除く。
- (2) 労働安全衛生規則第36条の改正の施行日及び安全衛生特別教育規程第10条改正の適用日は2020年8月1日

**【特別教育の改正(施行日:2020年8月1日施行・適用)】**  
 (1) 労働安全衛生規則第36条第8号と同条第8号の2の統合  
 (2) 安全衛生教育規程第10条の見直しに伴い、**新カリキュラムは「造材の方法」及び「下底の切創防止用保護衣の着用」を追加・充実し、特別教育の講習時間(学科と実技)は現行16時間から18時間へ(2時間増加)**

**現行特別教育修了者に対する科目の省略**

現行特別教育修了者(第36条第8号又は第8号の2)は、次の補講を受けることにより、新カリキュラムの講習を省略することができる。

**補講のコース**

- ① **労働安全衛生規則第36条8号修了者**  
 (チェーン等の講習を受けた者)
- ② **労働安全衛生規則第36条8号の2修了者**  
 (第8号未修了者)
- ③ **労働安全衛生規則第36条8号修了者**  
 (チェーン等の講習を受けていない者)



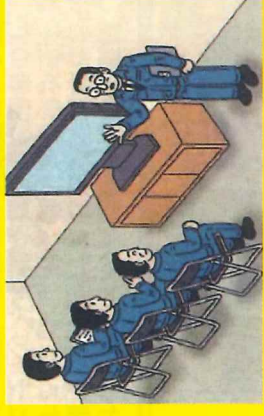
**補講時間**

- ① 学科教育2時間  
 実技教育0.5時間
- ② 学科教育3時間  
 実技教育2時間
- ③ 学科教育6時間  
 実技教育4.5時間

【根拠】同左

**一補講をご希望の方へ**

**補講は林災防香川県支部で、2019年7月以降に開催予定です。**  
 詳しくは林災防香川県支部へお問い合わせください。

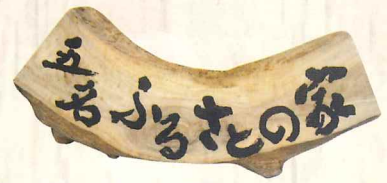


林業・木材製造業労働災害防止協会香川県支部  
 ☎087-861-4352  
 林災防香川県支部ホームページ  
<http://www.ka-moriren.or.jp/rinsaibou/>

# 県産木材 利用の紹介



ジビエの里  
東かがわ市五名に  
産直カフェ



## 五名ふるさとの家

がオープンしました。

五名里山プロジェクトとして、地元の農林産物の販売所地域外の方との交流の場所を作りたいという思いから五名活性化センターがある敷地に地元の山林から森林組合が伐採搬出したヒノキ、スギ材を(原木で60㎡)を使用し7月14日にオープンしました。

店内は木がいたる所に使われており、木のぬくもりが感じられ光がふりそそぐゆったりとした空間がひろがっています。

天然酵母パン・新鮮野菜・お惣菜・ジビエ肉、薪・炭の販売を行っており、カフェではジビエ肉(シシ・シカ)を使ったランチやディナーも味わえます。

私も本日のランチ(ジビエハンバーグサンド)を食べてみたのですがジビエ肉(シカ、イノシシの合挽)を使っていることを聞いていないとわからないくらいクセもなくおいしくいただきました。

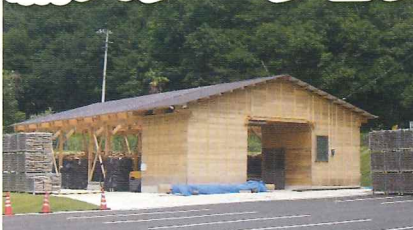
今度はディナーを予約して家族で食べてみますので皆様もぜひ一度味わってみてください。

床は組合が伐採搬出した材を使用したヒノキの木レンガが敷き詰められています。



住所:香川県東かがわ市五名1400  
電話番号:0879-29-2832  
営業時間:8:30~16:00  
モーニング 8:30~11:00  
ランチ 11:00~14:00  
営業日:金・土・日・月  
夜 :ジビエディナー要予約 18:00~

## 薪ステーション



コンテナ1基/約550kgのまき



1袋/約900kgのまき

地元の木材が30㎡使用され建てられています。

里山を守る会が管理するまきステーションは、年間40㎡の計画でスタートし昨年は300t(約300㎡)のまきを生産し販売しています。主には、東かがわ市のふるさと納税の返礼品として7割が出荷され残りがふるさとの家で販売されています。

# 職場体験学習



今年度も平成30年9月13日、14日の2日間三木中学校の2年生4名、が職場体験を行いました。

当組合でも平成23年度から職場体験の受け入れをしており生徒が将来就きたいと思っている職業や関心のある職業を体験を通して「働くことの意義を学ぶ」「自分自身の適正や進路生き方についての考えを深める」ことを学習するために組合としても社会貢献の一環と組合の仕事を少しでも知ってもらうため行っています。



他の職種と違い組合の仕事は危険な作業が多いためできる作業が限られました。組合の仕事(林業)の説明を会議室で行い、午後から土場にてチェーンソーを使い丸太の玉切やチェーンソーの刃の目立てや清掃、砥石で鉋の研磨、小型の重機の運転などを体験してもらいました。実際の現場での作業を見た後、保全事業の現場で伐採後の片付け等作業を行いました。

